

○学校給食での食物アレルギー対応決定の流れ

◇津屋崎小学校・勝浦小学校へ入学する場合

① 情報共有	学校は、就学時健診結果や保幼小連絡会等でわかった、食物アレルギー既往がある子どもの情報を共同調理場に伝える。
② 就学時健診 (10～11月)	福津市教育委員会は、アレルギー既往がある児童の保護者に、「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を配布する。除去食対応希望者に書類を作成し、入学説明会時に学校へ提出するよう伝える。
③ 入学説明会 (2月)	- 学校は、食物アレルギーの対応について、概要を説明する。 - 学校は、除去食希望者から「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を受け取る。 - 就学時健診の時に書類をもらわなかった、アレルギー既往がある児童の保護者で除去食対応希望者に、「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を配布する。入学説明会に欠席した場合は、入学予定の小学校から保育園、幼稚園へ食物アレルギー既往がある子どもの保護者に対して連絡をする。
④ 個別面談の実施 (2月～)	「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」をもとに、保護者と個別面談を実施する。 参加者例：保護者、校長（管理職）、養護教諭、栄養教諭等、給食担当等 - 必要な場合は、主治医または学校医から指導助言をもらう。
⑤ 食物アレルギー対応決定	個別面談終了後、結果をもとに食物アレルギー対応委員会で学校生活の対応方法を検討・決定する。
⑥ 書類提出 (3月初旬)	- 除去食対応希望者の「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の写しを共同調理場に提出する。 - 原本は学校で保管する。
	- 次年度の担当者に、情報を確実に引き継ぐ。 「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の情報を、学校内食物アレルギー対応委員会で共有する。 - 全教職員で情報共有する。

◇津屋崎中学校へ入学時の津屋崎小学校・勝浦小学校の対応の流れ

① 対象者確認 (11月～12月)	・ 小学校から中学校へ情報提供を行う。(小学校でのアレルギー対応など) ・ 中学校は、食物アレルギー既往がある入学予定の児童分の「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を準備し、学校へ配布する。受け取った小学校は、食物アレルギー既往がある入学予定の児童の保護者へ「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を配付し、「主治医の診断を済ませて期日までに提出する」ことを伝える。
----------------------	--

◇津屋崎中学校へ入学する場合の津屋崎中学校の対応の流れ

① 対象者確認 (10月～12月)	・ 小学校からの情報を確認する。 (小学校は、教頭を窓口とし、国、他市公立、私立中学校の進学先を確認し中学校へ連絡する。)
② 入学説明会 (1月)	・ 学校は、食物アレルギーの対応について、概要を説明する。 ・ 食物アレルギー既往がある児童の保護者から「学校生活管理指導表(主治医記入済み)」「食物アレルギー個別取組プラン(保護者記入済み)」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を期日までに提出してもらう。
③ 個別面談の実施 (2月～)	・ 「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」をもとに、保護者と個別面談を実施する。 <u>参加者例：保護者、校長(管理職)、栄養教諭等、養護教諭、給食担当等</u> ・ 必要な場合は、主治医または学校医から指導助言をもらう。
④ 食物アレルギー対応決定	・ 個別面談終了後、結果をもとに食物アレルギー対応委員会で学校生活の対応方法を検討・決定する。
⑤ 書類提出 (3月初旬)	・ 除去食対応希望者の「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の写しを学校給食共同調理場に提出する。 ・ 原本は学校で保管する。
	・ 次年度の担当者に、情報を確実に引き継ぐこと。 ・ 「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の情報を学校内食物アレルギー対応委員会で共有する。 ・ 全教職員で情報共有する。

◇進級時対応を継続する児童生徒がいる場合の流れ

① 対応の見直し (12月～2月)	・対応している児童・生徒の保護者に新年度の対応について、必要な書類「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を配布する。 ・対応を継続する場合は、アレルゲンとなる食品の変化、症状の軽快、アレルゲンの除去、制限または新たな症状の出現などがないか確認する。
② 個別面談の実施 (2月～)	・保護者と「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」をもとに個別面談を実施する。 <u>参加者例：保護者、校長（管理職）、栄養教諭等、養護教諭、給食担当等</u> ・個別面談をしない場合であっても、保護者から提出された「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の内容を確認し、不明な点は、保護者に確認する。 ・必要な場合は、主治医または学校医から指導助言をもらう。
③ 食物アレルギー対応決定	・個別面談終了後、結果をもとに食物アレルギー対応委員会で学校生活の対応方法を検討、決定する。
④ 書類提出 (3月初旬)	・除去食対応希望者の「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」の写しを共同調理場に提出する。 ・原本は各学校で保管する。
	・次年度の担当者に、情報を確実に引き継ぐこと。 ・「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」の情報を校内食物アレルギー対応委員会で共有する。 ・全教職員で情報共有する。
随時	・年度途中に新規発症し、対応が必要になった場合や対応が不要となった場合は、その都度対応し、情報共有する。 <u>年度途中対応が不要になった場合</u> 保護者から「解除申請書」を必ず提出してもらい、写しを共同調理場に提出する。

◇転入【市内から市内】の場合

① 情報収集	・食物アレルギーの有無を保護者に確認する。 ・在籍していた学校の関係職員や保健アンケートから食物アレルギー対応状況等の情報を得る。 ・食物アレルギー対応をしていた場合、教頭を窓口とし、在籍していた学校から書類の原本を送付してもらい、内容を確認する。 ◆食物アレルギー既往がある場合 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を配布し提出を要請する。 在籍していた学校に提出している場合は、学校間での書類受け渡しで対応する。 ※単独校と共同調理場の受配校で転出入がある場合は、除去食対応が異なることを必ず説明する。
--------	--

◇転入【市外から】の場合

① 情報収集	・食物アレルギーの有無を保護者に確認する。 ・在籍していた学校から、食物アレルギー対応状況等の情報を得る。 ◆食物アレルギー既往がある場合 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個別取組プラン」「食物アレルギー緊急時個別対応カード」「福津市学校給食における食物アレルギー対応について(概要)」を配布し、提出を要請する。 在籍していた学校に提出している場合は、保護者を通して書類の受け渡しをする。
② 個別面談の実施	・保護者と「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」をもとに 個別面談を実施する。 <u>参加者例：保護者、校長（管理職）、栄養教諭等、養護教諭、給食担当等</u> ・必要な場合は、主治医または学校医から指導助言をもらう。
③ 食物アレルギー対応決定	・個別面談終了後、結果をもとに食物アレルギー対応委員会で学校生活の対応方法を検討、決定する。
④ 書類提出	・除去食対応希望者の「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー個別取組プラン」の写しを共同調理場へ提出する。 ・原本は学校で保管する。